# 総務建設常任委員会

令和3年3月10日

葛 城 市 議 会

#### 務建設常任委員会 総

1. 開会及び閉会 令和3年3月10日(水) 午前9時30分 開会 午後 0 時39分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 松林謙司 杉 本 訓 規 副委員長 委 員 梨 本 洪 珪 IJ 奥本佳史 増 田 順 弘 IJ 岡本吉司 IJ 下村正樹 IJ 西 川 弥三郎

IJ

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議 員 谷 原 一 安 IJ 内 野 悦 子 川村優子 IJ

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

阿古和彦 市 長 副市長 溝 尾 彰 人 企画部長 吉川正人 人事課長 板 橋 行 則 〃 補佐 森本啓 企画政策課長 高 垣 倫 浩 総務部長 吉 村 雅 央 総務財政課長 米田匡勝 IJ 補佐 堀 川 雅 樹 〃 補佐 西 川 修 管財課長 吉田和裕 都市整備部長 松本秀樹 建設課長 安川博敏

ル 補佐 西川 直 孝

〃 補佐 稲田恭一

# 補佐 西川基之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長岩 永 睦 治書 記和 田 善 弘" 髙 松 和 弘" 福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第7号 公益的法人等への葛城市職員の派遣等に関する条例を制定することについて

議第10号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正することについて

議第11号 葛城市特別会計条例の一部を改正することについて

議第20号 葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正することについて

議第22号 工事請負契約の締結について(国鉄・坊城線架道橋道路改良工事)

## 調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (2) 国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

## 開 会 午前9時30分

**松林委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開催いたします。

皆様、おはようございます。少し肌寒い日もありますが、春の気配も感じられるようになりました。寒い冬を乗り越えると、必ず春がやってまいります。自然の道理として、冬は必ず春となります。コロナの大変な時代を乗り越え、新しき葛城市の新時代を開くことができますように、委員の皆様におかれましては、本委員会に付託されました議案審査の慎重審議をよろしくお願いを申し上げます。

ここで、委員外議員のご紹介をさせていただきます。内野議員、それから谷原議員、2名です。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようにお願いをいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようにお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう 出入口と窓を開放しておりますので、ご承知願います。なお、発言される際はマスクを着用 したままご発言をいただきますようお願いをいたします。また、発言につきましては、簡単 明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いをいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。 初めに議第7号、公益的法人等への葛城市職員の派遣等に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

**吉川企画部長** 皆さん、おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第7号、公益的法人等への葛城市職員の派遣等に関する条例 を制定することについて、説明させていただきます。

まず初めに、制定理由でございます。葛城市が公益的法人等に対し、当該公益的法人等の 業務に専ら従事する職員を派遣し、人的援助を行うことが必要と認められることとなった場合に備えるため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づきまして、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定める本条例を制定するものでございます。

続きまして、主な内容でございます。議案書の8ページをご覧いただきたいと思います。

まず第1条、趣旨でございます。この条例は法律の規定に基づき、公益的法人等への職員 の派遣等に関し必要な事項を定めるものとしております。

次に第2条、職員の派遣でございます。第1項では、任命権者は法律に掲げる団体のうち、市長が規則で定める団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、第2項で定める職員を除く職員を派遣することができるものとする規定でございます。規則で定める団体として現在想定しておりますのは、社会福祉法人葛城市社会福祉協議会と、公益社団法人葛城市シルバー人材センターの2団体を想定しております。

次に第2項では、公益的法人等へ派遣することができない職員の規定でございまして、1 号から5号まで規定しております。第1号は臨時的任用職員、その他の法律により任期を定めて任用される職員でございます。第2号は非常勤職員でございます。第3号は条件付採用期間中の職員でございます。第4号は葛城市職員の定年等に関する条例の規定により、定年延長される職員でございます。第5号は分限休職にされている職員、懲戒処分による停職にされている職員、その他職務専念義務を免除されている職員でございます。

次に、第3項では市が派遣を行うに当たり、派遣先の団体との取決めを定める場合、法律に規定している事項以外に合意しておくべきものとして、条例で定める事項を定めるものでございます。第1号では職員派遣に係る職員の派遣先団体における福利厚生に関する事項、第2号では当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項を定めております。

次に第3条、派遣職員の職務への復帰でございます。派遣期間の満了以外に職務に復帰させなければならない場合の規定でございまして、1号から7号まで規定しております。第1号は派遣職員が派遣先団体の役職員の地位を失った場合、第2号は職員派遣が法律またはこの条例の規定に適合しなくなった場合、第3号は団体との取決めに反することとなった場合、第4号は心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合、もしくは職員がその職に必要な適格性を欠く場合でございます。

9ページに移りまして、第5号は派遣職員が休職することとなった場合、または水難、火 災、その他の災害により生死不明もしくは所在不明となった場合でございます。第6号は、 派遣職員が法令等違反または非行により懲戒処分を受けることとなった場合、第7号は公務 上の必要その他特別の事情により、派遣職員を職務に復帰させることが必要と認められる場 合でございます。

次に第4条、派遣職員の給与でございます。法第6条第1項において、派遣職員にはその派遣の期間中、給与を支給しないと規定されておるところでございますが、法第6条第2項において、条例で定めるところにより給与を支給することができることとされておりまして、派遣職員に対して給与を支給することができる場合を定めるものでございます。派遣職員が派遣先団体において従事する業務が法律の規定に合致する場合には、派遣職員に対しましてその派遣期間中100分の100以内で給与を支給することができる規定でございます。

次に第5条、職務に復帰した職員に関する給与条例の特例でございます。葛城市一般職の職員の給与に関する条例第18条第1項とは、公務上の負傷または疾病により休職となってい

る者に給与を全額支給する規定でございますが、派遣先団体において就いていた業務を同項 に定める公務とみなすもので、派遣期間中の業務に起因する災害または通勤災害による負傷 または疾病により休職となっている職員に対し、給与を全額支給することができる規定でご ざいます。

次に第6条、派遣職員の復帰時における処遇でございます。派遣職員が職務に復帰した場合、職務の級、給料月額及び昇給期間について、他の職員との権衡を取るため、規則で定めるところにより調整することができる規定でございます。

次に第7条、職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当の特例でございます。職務に復帰した派遣職員の退職手当について、葛城市が加入しております奈良県市町村総合事務組合退職手当支給条例の定めるところにより、職員派遣の期間中も引き続き職務に従事したものとして取り扱い、退職手当の支給において不利益とならないようにするための規定でございます。

次に第8条、委任でございます。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める規定でございます。

最後に附則でございます。この条例は令和3年4月1日から施行としております。 説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

松林委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 少し確認をさせていただきたいと思いますけれども、今回の条例に関して、ちょっと今回と離れるかもわかりませんけども、確認をしたいんですけども、市職員が他の公益法人等へ派遣をされて、異動されたと。復帰をされた場合の、これは例えば総務部に在籍をしていた人がほかの団体へ行って戻ってきたときの、以前、私の経験でいくと、出たところに戻るというのが原則というふうな規定があったという記憶があるんですけども、市の職員に関しては、復帰したところの場所というのは、そういう保障というのはされてるんでしょうか。というのは、長い間、こういういろんな、勤務中にいろいろあるというのは別として、派遣をされた方の身分を保障するという意味で、そういう復帰は必ず元に戻すという、そういう取決めがあって、私、それを聞いたときに、非常に職員に対する保障といいますか、されておるなという経験をした覚えがあるんですけども。市の職員に対しては、そういう決まり事はないんでしょうか。お尋ねをいたします。

#### 松林委員長 吉川部長。

**吉川企画部長** ただいまの増田委員の質問でございます。

復帰した場合の職員の処遇というところでございますけども、まずこの条例の中において、 給与面でありましたり退職手当面については、市で勤務していたとみなして不利益にならな いように復帰時に調整をするということでございます。あと、復帰場所でございますが、こ れは人事異動に関わる部分でございますので、必ず元の場所ということではないというふう に思います。人事異動で配置する場所に復帰させるということになると思います。 以上でございます。

松林委員長 増田委員。

**増田委員** そういう保障はされてないということで、派遣をされた人は非常にそういう面で、戻る場所がないという不安が、私はあると思うんです。逆にそういうことがあって、それ以降の人事異動については、それは適時的確な異動は、これは当然のことだと思うんですけれども、まずは戻してあげるという保障をつけてあげるべきかなと、そういうお考えがもしありましたら、そういうことも考慮に入れていただく必要があるのかなというふうに思うんですけども、ちょっとお考えだけお聞き、市長でも副市長でも結構です。

松林委員長 吉川部長。

吉川企画部長 ただいまの質問でございますけども、今、現状派遣している職員も実際おりまして、派遣している期間は企画部の人事課の所属ということで、一応取扱いはしております。それから、派遣しておっても職員の身分はあるよというのは明示しておりますので、必ずしももともとに所属していた部署に戻すというのは、それはお約束はできないというところら辺はありますけども、必ず職員として市に復帰してもらって、市の職務に就いてもらうという、その保障は必ずありますので、その辺は職員に対しては派遣する段階でちゃんと説明をして、納得をしていただいた上で派遣するということになると思います。

以上でございます。

松林委員長 増田委員。

**増田委員** 派遣をされておられる方が、その派遣場所で一生懸命仕事して、安心して派遣先で仕事できるような、そういう体制を取っていただけたらなという思いでお聞きをしたということでございますので、その辺よろしくお願いします。

松林委員長 ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 よろしくお願いします。公益的法人等への葛城市職員の派遣等に関する条例というところなんですけども、その公益的法人が必要な人材がすぐに手当てできないということで、市がその辺に対して助けるという意味合いについては分かるんですけども、ちょっと気になるのが、第2条第2項の第4号のところ、この辺りです。復帰のことも書かれているので、あくまでもそういった能力を有する方を一時的にやって、また市のほうに戻されるということだったら分かるんですけども、運用の仕方によっては、市のほうも本当に、何というか、こんな言い方は悪いんですけど、市のほうでポストがないからここに押し込める、いわゆる天下りみたいな形で運用もできるんかなというふうにも解せるんです。そういったことがないようにはされるとは思うんですけども、最終、その辺りの、本当に必要だからその方を派遣するという使い方が本当に約束されるのかというところ、何かそういう運用の取決めみたいなところは何か考えてはるんでしょうか。それ、ちょっとお伺いします。

松林委員長 吉川部長。

**吉川企画部長** 派遣先から復帰するという、天下りにならないようなということでございますけども、 まず、この公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というのがございま して、その中で派遣期間は3年を超えることができないというのが原則として書かれております。そして、特に必要と認める場合は、5年を超えない範囲内においてこれを延長することができるということで規定されておりますので、最大5年です。5年間は派遣できるけども、それ以上は法律上は派遣できないということになっておりますので、ただいま申されましたように、行きっ放しになるとか、そういうことはございませんので、大丈夫でございます。

#### 松林委員長 奥本委員。

奥本委員 行きっ放しというよりも、要はていのいいように雇用を延長するという使われ方がしないようにだけお願いしたいと、そういう意味であったので、本当に必要な方を一時的に向こうに行ってもらって、また帰ってくるの前提というのは、それはもう全然構わないです。逆にそういう使い方が本来の趣旨だと思うんですけども、言ってみれば、市のほうでやっぱり業務を若い方にどんどん覚えていってもらって、新陳代謝を図るというのはいいんですけども、その結果によってやはりポストが与えられなくて行き場を失う方を、こういったところに押し込めるということがないような運用をお願いしたいという、そういう意味だったので、その辺は分かっていらっしゃると思いますので、ありがとうございました。

#### 松林委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 この条例だけと違うんやけども、この第8条に、こういうことはどの条例にもちょっと見かけることなんやけども、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項を市長が規則で定めると。この規則で、どういうことを想定して、この規則というのを、ここでどういうことを想定して、この第8条を入れてるの。ほかの条例にも、必要なことは市長が別に定めるとか、いろんな、だけどもそこら辺はどういうことを想定しているのかが、ただ単に入れてるのか。ここ、規則で定めるとなってるんやな、この条例の設置に関して、どんなことを想定してるの。

## 松林委員長 吉川部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。ただいまの西川委員のご質問でございます。

規則で定めるものということで、第2条では市長が規則で定めるものということで派遣先の団体等を規定するということで、先ほど説明の中で申し上げましたように、想定としては社会福祉法人の葛城市社会福祉協議会と、シルバー人材センターを想定しているということで、それは規則で定めると。基本的には、この条例の中で規則で定めると明記している部分については、規則で今後定めていくということになるわけでございますけども、それ以外にも、条例では規定しきれない部分があると思いますので、その辺についても規則の中で定めていくと、この条例に沿った形で定めていくということになってございます。ほかの条例も同じような形で、そういうことになっているというふうに思っております。

以上でございます。

#### 松林委員長 西川委員。

西川委員 もともと、この条例そのものがちゃんとあるんやから、市長がこれに反して恣意的な運用

はできへんとは思いますよ。せやけれども、分かってるのであれば、どんな条例も一緒で、 そういうことが分かってるのであれば、ちょっと親切に説明をしていただいたほうがいいか なというふうに思ったんで、質問してみたんです。どんな条例も一緒やで。

#### 松林委員長 吉川部長。

**吉川企画部長** 今、規則の案を今、手元に来ましたので、もう一度ご説明させていただきます。

規則で規定する予定としておりますのは条例の第2条、ただいま申し上げましたように派遣先団体の規定です。それから、条例の第2条第2項第3号で市長が規則で定める職員というので、次のいずれかに該当する職員であって、引き続き職員として採用された職員というのは、条件付採用期間という規定がございますけども、それに該当しない、適用させない職員として、国家公務員から引き続き職員になったものであったり、他の団体から、他の地方公務員から採用された分については、その条件付採用期間中には当てはめないよという規定であったり、あと、条例の第3条で規定している規則で定めるものとして、復帰時の処遇、それから報告関係です。条例で規定しております報告は、どういうものを何日以内に報告しなければならない、どういう内容を報告しなければならないというふうな部分を、今、これは規定しておるものでございまして、基本的には条例の中で市長が規則で定めると規定している分をこの規則で定めるというふうになっております。他の条例について、大体同じような形だと思うんですけども、条例の中で市長が規則で定めるとなっている部分について、規則で定めていくということになろうかと思います。

以上でございます。

## 松林委員長 西川委員。

西川委員 分かってる範囲は、ほかの条例も含めて分かっている範囲は、ちょっと。今おっしゃった ような説明は、もし、こういうことやというのを分かってる範囲は、議員の皆さんにも知ら せられる部分は知らせてください。

松林委員長 ほかにございませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしくお願いいたします。ちょっと簡単に。

前はこういう条例、逆で、後に条例が来て、あれもよく分からなかったんですけども、これは、今やられる理由というか、何か想定されているんですか。ちょっとその単純な、なぜこれが今上がってくるのか、ちょっとお聞かせ願います。

## 松林委員長 板橋課長。

**板橋人事課長** 人事課の板橋です。よろしくお願いいたします。

今現在、具体的に誰かを派遣するという予定はございません。ただ、実際にこの公益法人のほうが、どうしても人が市から欲しいと、要るということをうちが判断した場合のためにつくらせていただいているということで、ご理解ください。

以上です。

松林委員長 杉本副委員長。

**杉本副委員長** まだ今のところ予定ないけど、先につくっておくという。前、逆になって、僕が意味

分からんと言ったからつくっていただいたのかと僕は勝手に解釈しているんですけど、これは当然のことやと思うんで、引き続きこういうことは先に予測してつくっていただくよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

松林委員長 よろしいですか。

杉本副委員長 大丈夫です。

松林委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第10号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。ただいま議題となりました議第10号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、説明させていただきます。

初めに、改正理由でございます。本案につきましては、非常勤の特別職である産業医の報酬について、産業医の業務内容、それから葛城市の他の業務における医師への報償額及び他市の産業医の報酬額などの状況を踏まえ、産業医の報酬額を年額18万円から年額33万6,000円に改めるものでございます。

続いて、改正内容でございます。新旧対照表の3ページの一番下の部分をご覧いただきたいと思います。産業医の報酬額を年額18万円から年額33万6,000円に改めるというものでございます。附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日施行とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松林委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** ちょっとお尋ねしますけども、この産業医の仕事の内容というのはどんな仕事の内容になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

松林委員長 板橋課長。

**板橋人事課長** 人事課の板橋です。よろしくお願いいたします。先ほどの岡本委員のご質問で、産業 医の主な業務というのを紹介させていただきます。

まず1つ目が衛生委員会への出席、これが1つです。それから2番目といたしまして、職員の定期健康診断の結果への意見、それから個別の面接指導、こちら2番目です。それからストレスチェックというのを行うんですけども、そちらを実施していただく実施者として産業医がいらっしゃいます。それが3点目。それから、心身の故障による休職をされた方の、復帰に対しての相談、こちらを受け付けていただいております。それが4点目。それから、長期間の勤務に対する面接指導、残業の長い、時間外労働の長い方、特に月100時間以上という方につきましては面接をしていただいているということが主な業務でございます。以上です。

松林委員長 岡本委員。

**岡本委員** 今、いろいろ業務を教えていただきましたけど、大体月何回ぐらい出てくれはるのかな。 決まりはないのか。その都度その都度ということ。大体どのぐらいで出てくれはるの。

松林委員長 板橋課長。

**板橋人事課長** 基本的には、想定しているのは月1回から2か月に1回ぐらい。一、二か月に1回のペースと考えていただければと思います。

以上です。

松林委員長 岡本委員、よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第11号、葛城市特別会計条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。 それでは、議第11号、葛城市特別会計条例の一部を改正することにつきまして、ご説明申 し上げます。

本案につきましては、葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計を設置し、一般会計と区分して経理を行っておりましたが、貸付金の償還がおおむね終了したことから、当該特別会計を廃止し、一般会計において管理するため改正を行うものでございます。内容につきまして、お配りさせていただいております葛城市特別会計条例新旧対照表により説明させていただきます。

左側が改正前、右側が改正後の内容となっており、赤色の部分が今回の改正する部分でございます。第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とするものでございます。附則といたしまして、この条例の施行期日は令和3年4月1日からとし、経過措置といたしまして、改正前の葛城市特別会計条例の規定による葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計の令和2年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例によるとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松林委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** この条例というのは整理組合で回収をやってると思うんやけど、ここで、いわゆる債権の 残金というのかな。どんだけ今、残ってあるのか。それで、まだうちも、うちというか葛城 市もその整理組合にまだ入ってるん。それとももう脱退するんか。それと今、39市町村全部 入ってるのと違うわけやから、どのぐらいの市町村がその整理組合に残ってるのか、そうい うことをちょっと教えていただきたいと思います。

## 松林委員長 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしくお願いします。岡本委員の質問についてでございますが、 未回収金についてでございます。

令和2年度末現在といたしまして、314万566円の未回収金がございます。

続きまして、組合会員として続けていくかということだと思いますが、それについては来年度、負担金4万7,000円に対しまして、返戻金が32万円入ってくるというところでございますので、市としましては続けていくということを考えております。それと、構成市町村は何市かということでございますが、現在16市町村が加入しているという状況でございます。以上です。

#### 松林委員長 岡本委員。

**岡本委員** 残金が314万566円ということやんな。それと、組合加入は負担金4万7,000円で、大体32 万円ぐらい入ってくると。だから、これからちょっと当分続けていきますよということにな ってくる。今、314万円の債権というか、未収金やな。国の起債で借りてるわけやけども、この借りてる分については全部、国のほうに借金は返してますよと。今、三百十何万円入ってくるお金は、入ってきたら全部市のお金になりますよと、こういう解釈になってくるわけやんな。せやから、特別会計を廃止しても、一般会計でいっても、きちっと経理はできますよと、こういうことで廃止をするという解釈でええわけかいな。それを一般会計へ入れて、入ってきたからにはきちっと整理できるようにしとかんと、まだ何ぼ残ってあるのか、私みたいに何ぼ残ってまんねんとか聞かれたときに、「いや、分かりまへんねん」ということのないようにだけ、やっぱりきちっとしてもらいたいなというふうに思います。

松林委員長 ほかに何かございませんか。

ちょっと交代してください。

ここでちょっとお伺いをしたいという、この関連のことなんですけれども…。

(正副委員長交代)

杉本副委員長 代わらせていただきます。

松林委員長。

松林委員長 ここのところでお伺いしたいんですけども、基本的に歳入歳出を一般会計で見ていくという、単一予算主義という、こういうような中で、ここにこの原理原則でやってしまうと、やはり会計上、管理が行き届かないということで、わざわざ特別会計をされたんですけれども、先ほどのお話ではまだ債権というんか、滞っている、こういう部分が三百十数万円あるという、国に返してるからいいというものの、これはやはりあれですか、一般会計に繰り入れるという考え方も、債権が少ないから入れたということなんでしょうか。何で一般会計に繰り入れるかという、そこらが僕、ちょっとよう分からんのですけども。

杉本副委員長 吉村部長。

**吉村総務部長** 予算に関することでもございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

そもそも特別会計を設置する際、区分経理をして事業を実施するとかということで、当時は貸付けを促進をしておりまして、どんどんどんどん貸付けを行っていたと。加えて、それに対して返済が出てくるというような経理をしておったところでございます。その出入りが激しいときには、当然ながら一般会計に入れずに、特別会計で区分して経理をするという流れで財務を行っているという状況でございました。なぜこのタイミングかというところでございますけども、そもそもこの住宅新築資金の貸付けといいますのが同和対策事業から始まっておりまして、世間の情勢、法整備等も変わってまいりまして、新規の貸付けは平成5年で終了しております。その貸付けが平成31年度に償還が済んでおりまして、そういったことも含めて実際に償還される額、それからその会計を維持するために予算書、決算書の作成経費等も勘案いたしますと、特別会計の存続をするよりも一般会計に組み入れて経理したほうが得策であろうというところもございます。なお、その残債権の額につきましては、決算書上で財産調書というところに当然残ってまいりますので、そこも併せて経理をできるということでございます。ですので、特別会計を廃止してもそんなに支障がないと、実際に管理も

できるということで、このタイミングで廃止をするということになったということになってございます。

杉本副委員長 松林委員長。

**松林委員長** 財産調書等もそこに明記すると、一般会計に入れてもそれぞれしっかりと管理ができる ということで、分かりました。ありがとうございます。

(正副委員長交代)

松林委員長 正副委員長、元に戻りました。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第11号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第20号、葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。引き続きお願いします。 それでは、議第20号、葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正すること につきまして、ご説明申し上げます。本案につきましては、令和2年5月27日に道路法等の 一部を改正する法律が公布され、大部分の規定が11月25日に施行されております。この改正 法に関連して、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が 令和2年11月20日に公布され、同11月25日から施行されております。この政令において道路 構造令の一部が改正されており、本条例で引用している政令の条ずれが生じること、交通安 全施設として自動運行補助施設が加えられたため、それらの改正を行うものでございます。

内容につきましては、お配りさせていただいております葛城市市道の構造の技術的基準を 定める条例新旧対照表により説明させていただきます。これにつきましても左側が改正前、 右側が改正後の内容となっており、赤色の部分が今回の改正部分でございます。

まず、2ページから3ページでございます。第5条第7項、第9条第4項、第41条第3項

及び第42条第2項中、「第41条第1項」を「第42条第1項」に改めるものでございます。

次に、2ページでございます。第32条中、横断歩道橋等の次に「、自動運行補助施設」を加えるものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松林委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

**増田委員** 誠に申し訳ございませんけれども、自動運行補助施設について内容説明を求めます。判断 できませんので。

松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。増田委員の質問に答えさせていただきます。

自動運行補助施設とはというところですが、磁気マーカー等を道路の路面の下に設置して、 自動運転車等の運行を補助する施設のことでありまして、設置した自動運行補助施設の磁気 や音波を車両のセンサーが感知することで、走行する際の自己位置の特定を補助する施設と いうことでございます。

以上です。

松林委員長 增田委員。

**増田委員** 何となく分かってきました。今後、車の進化と同時に、ハンドルを持たんでも車が乗れるような、そういう車が普及してくる、そういうことを想定して、道路にはそれにちゃんと正しく運行できるような装備を、道の下のほうにも装備をすると、こういうことで新たに追加をされたと、こういう理解でよろしいですか。

松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課、安川です。

今、増田委員のおっしゃられたとおりでございます。

松林委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

松林委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決することに決定をいたし

ました。

次に、議第22号、工事請負契約の締結について(国鉄・坊城線架道橋道路改良工事)を議 題といたします。

なお、資料といたしましてお手元に配付しております入札結果公表書につきましては、委 員会終了後回収させていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。

それでは、議第22号、工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。本案につきましては、国鉄・坊城線架道橋道路改良工事の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

お手元にお配りしております資料により説明させていただきます。まず位置図、建設工事請負仮契約書、平面図、この平面図につきましては、下が北となっております。断面図、縦断図、JR施工の架道橋工事委託の完了時の写真の6枚をとじているものでございます。それと、今委員長がおっしゃられました入札結果公表書をつけさせていただいております。

この工事内容につきましては、JR施工の架道橋工事委託における大型のボックスカルバート部分、平面図、縦断図、断面図の黒色の部分でございます。この工事が令和2年8月31日をもって完成しており、引き続き市が施工する区間として架道橋と連続する道路部のすりつけの部分、平面図、縦断図、断面図の赤色及び緑色の部分のU型の構造体の設置工事をするものでございます。今回施工する部分につきましては、この平面、断面、縦断図の赤色の部分でございます。工事の内容につきましては、工事延長70メートル、U型擁壁工30メートル、土工・土留工・仮設工・附帯工となっており、架道橋の西側及び東側の一部を施工するものでございます。

令和3年2月2日に一般競争入札を実施した結果、3者の応札があり、吉井建設株式会社が落札しましたので、契約金額1億4,080万7,700円で請負契約を締結しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松林委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** これ、平面図見させてもらいましたけども、JRのところへ近接工事に入ってきて、入札 するということはJRと話はついてあるねやというふうには思いますけども、そこらはきち っとできてあるということやんな。それと、ちょっと教えてほしいんですけど、契約金額1億4,080万7,700円、こういう契約金額やんな。これ、自治法上1億5,000万円以上が契約議 決ということになっとるわけやんな。これ今回、何で1億4,000万円で出してくるのやと。 答えを先言うたらあかんけども、要は予定価格が1億5,000万円超えてるということやから 上げてきてあるのか、それとも、議会に親切にせなあかんさかい出しましてんというのか、

そこらも教えていただいたら一番ありがたいなというふうに思います。

松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

岡本委員の質問についてですが、今回上げさせていただいたのは、葛城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負というところに該当するというところでございまして、予定価格の1億4,270万2,000円につきましては、消費税抜きの価格となっておりまして、1億5,697万2,200円の税込みの予定価格となるところから、議案に上げさせていただいたというところでございます。

それとJR近接施工については、十分協議させていただいているところでございます。 以上です。

松林委員長 岡本委員。

**岡本委員** 予定価格 1 億5,000万円超えるということから、議会に出すぞと、こういうことやんな。 これ今、見てるけど、応札があったのが 3 者ということやねんな。分かりました。

松林委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 入札に関する議案でございますけれども、ちょっとこの場をお借りして、この工事の見通しをお聞かせを願いたいと思うんですけども、縦断一般図というところを見させていただきますと、JR施工済箇所というのが黒い部分で、後ろの写真にもありますように、ボックスカルバート施工が終わったという、先ほどの説明。それから今回、1億4,000万円の入札工事の対象になるのが、その両脇の赤い文字で書いてる施工箇所、こういう仕分けでございます。未施工箇所が東側に残るということです。これ、入札の議案ですので、入札の報告だけにとどまってるんですけれども、一体この緑の部分はいつになるねんということも、何でこの部分は今回の工事に含まないのか。これ、もう何年ですか、この通行止めをされて。笛堂とそれから新庄エリアといいますか、西側との境界を寸断させている期間が、もうかれこれ4年になりますか、5年になりますか。非常に地元は不便な状況でございます。一日も早くこの道を利用できるように進めていただきたいと思うんですけれども、1つはなぜこれだけなんだと。

**松林委員長** ちょっと、後で調査案件にも入る事項にも含まれますので、どないですか。

増田委員 いつ教えてくれはるのかな。

**松林委員長** 後で、またこれ調査案件のときに、ここも含めて、今増田委員の言われたことも含めて ご回答願えますかね。それだったら、それでよろしいか。

増田委員 いつでもいいです。

松林委員長 後で、調査案件のときにここも含めてご説明願いますように、よろしく。

**杉本副委員長** この緑の部分は何で入ってないのかは、今聞いとったほうがええんでしょう。ほかの 工事のことはあれとしても、この緑の部分は。 増田委員 いつでもええよ。

**杉本副委員長**後でもいいとおっしゃってるんやったらいいですけど。

増田委員 構へん。いつでも構へん。

松林委員長 それも後で、緑の部分は何で今入ってへんねやということも。

**増田委員** 後でも結構です。中途半端になるのやったら、後で結構です。

**松林委員長** 後で、その緑の部分は何で今できへんねやという、そこらも予定に入ってへんねやというところも、また後でよろしく。調査案件に入りますので。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第22号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここでトイレタイムを挟みまして、午前10時40分から会議を再開いたします。

なお、休息の間に入札結果公表書の回収をさせていただきますので、ご提出をよろしくお 願い申し上げます。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時40分

松林委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。

それでは、調査案件であります尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきまして、報告申 し上げます。

現在2件の方と事業計画に沿った用地取得に向け、交渉を行っている状況でございます。 お手元にお配りしております尺土駅前整備事業位置図により説明をさせていただきます。A 3のカラー刷りの1枚でございます。この位置図につきましては、上が北となっております。 黄色の実線で囲っている部分でございます。全体の事業範囲となっております。緑色の実線で囲い、網かけになっている部分が整備済みの箇所でございます。赤色の実線で囲っている部分につきましては、現在用地の交渉を行っている部分であり、それ以外の部分につきましては用地買収の契約は完了しておりますが、工事内容の関係上、工事未着手の部分でございます。地権者①の方につきまして、2件の物件を所有されており、右側の土地につきましては問題ございませんが、左側の土地につきまして賃貸住宅が建っており、八川地区への代替地への移転の方向で合意をいただいております。現在4名の借家人の方と交渉を行っており、うち3名の方とは移転補償の契約が間もなく完了する見込みでございます。1名の借家人の方につきまして、移転に対し難色を示されておりますが、合意をいただけるよう、今努力をしているところでございます。地権者①の方とは全ての借家人の方との契約が完了次第、契約できる見込みとなっております。

地権者②の方につきましては交渉を重ねておりますが、条件面におきまして折り合いがつかず、難航しているという状況でございます。県とも協議を重ねており、法的な手段を取る準備も進めながら、引き続き粘り強く交渉し、早期完了を目指したいと考えております。

次に、駅前広場の計画についてでございます。現在の計画は、葛城市バリアフリー計画に 基づいてエレベーターを設置し、歩道橋で橋上駅舎に接続する立体交差を採用しており、歩 車道を分離し、安全性が最も高い計画でございます。しかしながら、事業が長期に及んでい ることから、計画当時の経緯を確認し、エレベーターの早期の設置の要望もある中、最も合 理的な方法も検討してまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

- **松林委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。 岡本委員。
- **岡本委員** 今、部長から説明いただきました。地権者、借家人の関係、それから土地の所有者の関係ということになってあるねんけども、実際にこの地権者と令和2年度で何回ぐらい交渉に行ってるん。月1回ぐらい行ってるのかいな、それとも月に10回ぐらい行ってるのか。そういうことと、今度、今これ補正で組み替えて、尺土のほうにかなりの金額を持ってきてある。それでいったら地権者の西のほう、これが解決したら橋の工事をするんやろうと思うけども、ところがこれ、繰越しばっかりやっとって、この地権者、令和2年度中にできへんだら、繰り越ししてあるさかいええというものかしらんけども、この橋かてまだ設計、これから入っていくわけやろう。入っていって、工事していくということになってきたら、なかなか時間がかかるということやんな。ほんで、そこらの計画をきっちり立てないと、なかなかこんなんできひん。

それと今、エレベーターの話が出てきたけども、やっぱり議員が言うてはるさかい先にせえと、そんなことやなしに、ほんまに考えて、先にエレベーターをしたほうがええのかどうかということもよう考えた中で、当初の計画はこうやから、絶対このとおりせなあかんねんという考え方でいくのか、あるいはエレベーターをつけて、一部駅前広場を変更してやって

いくのがええのか、そういうようなことを前から言っているわけやけど、検討されているのかどうかいうことやんな。

それと、2番目ですか、この地権者、今交渉中やと。ところが、これはもう何年も前から 交渉してるわけや。事業認定の話もちょっと出たけども、そんな簡単に事業認定取ってやり まんねんと、そんなのではなかなかできへん。そやから、やっぱし何回も行って、相手にも う来んといてくれと、来たら仕事もできへんし、私寝られまへんがなというぐらいに行って たかて、ええかげんなもんや。特に松本部長なんかやったら、今までの用地のやり方を知っ てるはずや。せやから、もっと職員を督励して、寝やんと働けとは言わへん。このぐらい、 尺土の駅前で、16年も17年もかかって、市長の公約で完成しますいうて、公約しはった。と ころが職員、なかなか前向いていかへん。こんなたらたらたらちらま業してたら、葛城市の まちづくりをやっていく中で、1つの事業をしようと思ったら10年かかりまんねん、15年か かりまんねん。こんなん出たら、どないしてまちづくりをやっていくんかと私はずっと思っ とるわけや。私かて10年余りお世話になってきたけど、10年の間にできると思ったけど、何 もできへん。そこらの考え方をちょっと、ほんまに真剣に教えてほしい。

## 松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしくお願いします。岡本委員のご質問です。

まず交渉についてでございますが、1件残っている地権者の方については、6月からでは ありますが6回、一番最近では2月の上旬に交渉に上がっております。あともう1件の方に ついても7回です。借家人については、延べ15回足を運ばせていただいております。

それと、橋梁の設計の修正の設計委託につきましては、現在補正があった中で進んでいる ところでございます。

それと、事業認定についてでございますが、実際、来年度に予算化させていただきまして、 そこから申請からずっと進むということにはなりますので、数年はかかるということでございますので、もちろんそれの執行というところに至るまでに、交渉で合意に向けていけたらなと考えているところではございます。それについては引き続き、交渉は随時行っていきたいと思います。

エレベーターの変更の件ですが、現在、今までいろいろとご意見いただいた中でもありましたので、実際検討には入っております。具体的にはまだ、ちょっと案も絞られてはおりませんが、例えば当初の位置にエレベーターを設置して、歩道橋の形態を変更して駅舎に接続する案とか、エレベーターの設置を先行して、歩道の設置時期を調整する案とか、いろいろ関係機関であります近鉄とか警察と協議した中で、実際それができるかどうか、設置できるかどうかについて調整しながら、その中で案が絞られてくるとは思いますので、最も合理的な方法を検討していきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

#### 松林委員長 岡本委員。

**岡本委員** 課長のほうから交渉経過を説明していただきました。大変失礼な言い方したらあかんけど も、こんな回数で行ってたら、とてもやないけど用地交渉というのはできないというふうに 思います。課長、怒らんといてな。用地交渉というのはこんなものと違う。ここと狙いつけたら、毎日でも行く、このぐらいの姿勢やないとできへんということがまず1点、前から言っているとおり。

それと事業認定、予算化するという話やけども、今この尺土の駅前で何回事業認定するん。 今初めて違うやろ。3回も4回も事業認定してるわけや。それだけの金かけて、皆捨てたようなものや。実際、事業認定取るためにどうしまんねん。予算はしていく、執行はする。実際何もしてない。実際、この尺土の駅前で、今までに何ぼ金かけてるねん。用地の交渉で単価にしたかて、鑑定価格、買ってるんか。鑑定価格プラス何ぼと言うてるのと違うんかいな。そんなん入れたら、当初の新市の建設計画の事業費、これは計算した事業費と違うがな。大体このぐらいかかるやろうと思って張りつけただけのことであって、必ず全部それ使わなならん、そんなことないはずや。

せやから、今言われたエレベーターの話も一緒。もっと思い切った計画を変更して、歩道橋をやめるならやめる、その代わりにそのところへつける。歩道橋のところにつけたって、雨降ったら傘差して行かな通られへん。それやったら、植木の近くに車を横づけできるようにして、傘も差さんでも乗れる、こういう方法もあるやないかと。そんなことを前から何逼も言うて、ほんまに真剣に考えて、それをやってくれてるのかいな。今、課長の話であった、やってまんねん。警察協議も要りまんねん、もちろん近鉄も要るやろう。そやけども、近鉄自身も全部おたくで負担してくださいというんなら、これは無理な話。ところが、近鉄なんて出しまっかいな。全部行政が出していかなあかんわけや。やっぱり私らも、忍海もし、新庄もし、JRもして、どこの私鉄でもやってきてるわけや。それから見たら、エレベーターそこへつけるぐらい、俺は近鉄からクレーム出てこんと思う。警察も交通安全上できたら、そのぐらい許可できへんということはないと思う。

世やからちょっと、ほんまに真剣にやってくれとるのは分かるけども、やっぱりそこらを詰めて、発想の転換やないけど、当初の図面にこだわらんと、やっぱりみんなが便利に早くできる方法、それは駅前広場も大事や。しかし今、高齢者や障がい者の人らが、エスカレーターついてあるけども、やっぱり何とかエレベーターを早うつけてほしいいう希望を皆持ってはるわけやから、やっぱりそれを、たとえ一日でも早うその期待に応えるような格好を、やっぱりすると。もう方向転換、ぼんと変えてしまうと、こんな駅前広場の中で造るとかそんなことじゃなしに、ほんまに駅のところへひっつけてするということをちょっと真剣に考えていかないと、この事業ちんたらちんたらやっとったら、とてもやないけど市長の任期中にこんなんできまへんで。少なくても市長の任期中にこれを完成せんと、そんなん、ほかの市町村から見たら笑われるで、こんな事業でこのぐらいかかってたら。今までの、今ここで言われへんの分かるさかい、後で教えてくれたらいいけども、今現在、当初から今まで、どんだけ事業費つぎ込んである。ほんで、事業費何ぼやねん。市単独の金が何ぼつぎ込んであるん。これちょっと後で、今日やのうても結構ですさかいに、後で聞かせてほしい。そこらをもう一遍、エレベーターだけ、ちょっともう一遍答弁頼みます。

#### 松林委員長 安川課長。

**安川建設課長** エレベーターの設置についてですが、今、岡本委員がおっしゃられたとおりというか、 それも念頭に置きまして、今現在案について十分検討しているところでございます。 積極的 に前向きに検討していきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いしたいと思いま す。

以上です。

松林委員長 岡本委員。

**岡本委員** 課長のほうも前向きにということを言うてくれてるわけやから、できるだけ早い結論を出してもらうようにお願いをしておきます。

松林委員長 ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 以前から今、エレベーターのお話はこの北側に、この図面の北側、線路に近いほうに設置をしたら今すぐにでもかかれて、早くこの部分的な完成ができるのと違うかと、こういうふうなご意見もあって、いろいろと吉村議員の案も、私も何回も聞かせていただいて、先ほど安川課長は前向きにそのような変更の方向で検討していると、こういうふうに私、解釈したんです。私はそのことに対して、ちょっと危険かなと。要するに、西から東向いて車で来られた方が、この道に車を止めて降りられて、送ってもらった方がそこで降りられて、横づけのエレベーターで駅舎に入ると、こういう流れになるのかなと。また、東から西に来られた方もこの道に止めて車を降りられて、道を横断されて北側のエレベーターに乗られると。こういう流れになるのかなと思うんです。ほんなら、それのための、車を止めて、後方から来る車の安全確保がどのようにされるのかという、そういう工夫が必要なんかなと。それだけの幅がこの道にあるのかなと、そういう懸念を少ししておるので、その辺のことも十分、スペース的に取れるんだというんだったら、それはそれで早く着手されて、工事が前向きになるのであれば変更も可能かな、可能というんですか、有効であるのかなというような気もいたしますけれども。ちょっと懸念している部分の、クリアできるような要素があればお聞かせを願いたい。

それからもう1点は、この図面の右の上、要するに東の突き当たりの、北側の踏切とのちょっと余っている部分です。ここは一応、予定がないと、使う予定がない。空き地のまま放置される。現場を見ましても、アスファルトも敷いてない土の状態で、恐らく雑草が生えてきて、市の所有になるんですか、これ。市の遊休地になるんですか。私はこういう場所を以前にも、尺土の区長にも、これ、尺土として利用、何かあれば、これ、今空いてると言うてはるので、活用方法を考えたらどうですかとちょっと声かけたことがあるんですけども、いやちょっと、今のところないねというふうな、地元の区長の意見でございましたけれども、このスペースの500平方メートル余りあるというふうに、以前にお伺いしてたんですけれども、このスペースの有効利用も今後、ちょっと考えていただいて、遊ばすということじゃなしに、何か有効活用していただけるような、その辺のことも考えていただけるようであれば、考えていただいている状況であればお聞かせを願いたい。

それから3つ目は、この交渉です。3年前でしたか、私、市長にもお尋ねしたときに、市

長自らが交渉に行く気持ちを持ってると。ところが、地権者との時間が、調整が取れないというふうなこともおっしゃられていました。先ほど、岡本委員もこのことに関しては、もっと担当が汗かいて、相手に誠意を見せて理解をしていただいて、努めろと、こういうふうなお話でございましたけれども、私はその段階から、その次の段階に、要するに、市長出ていただくのは最後のとりでかなとは思いますけれども、その次のステップを踏んでいただくような、そういう踏み込んだ時期に来ているのかなと、交渉に当たっては。そんなこともご検討いただいてるようでしたら結構なんですけれども、その辺のところもお聞かせ願えますでしょうか。

#### 松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしくお願いします。

増田委員の質問についてのお答えですが、まず以前に吉村議員から、駅舎の南側に直付けする場合の案について提示していただいているかと思います。それについては、地下道の整備なり用地の問題が発生するということで、ちょっと難しいですよという話をさせていただいたかと思います。ただ、今設計を見直す中で、例えば道路の法線、それを少し南側にずらして用地を確保するということも検討できるかと思いますが、それについても警察、近鉄、用地も関係してきますので、関係機関と協議した上、できるかどうかというところの判断になるかと思います。

続きまして、東側の用地です。三角形の、今空いている用地となりますが、これについては以前、尺土区と話をさせていただいた中で、事業が完成後に考えましょうかという話になったんですが、長引いていることもありますので、道路事業でもありますので、植樹帯等の検討も行っていこうかなというところでございます。

それと、交渉についてですが、市長については、こちらが交渉した中で行っていただけるという話の中で進んでおるんですが、ただ、ちょっと交渉の中で、ちょっと市長が今出ていっても話が進むべき状況ではない状況でありますので、今すぐにという状況ではないんです。ただ、私たちが交渉の中で、そういうタイミングがあれば行っていただくということでお話はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

## 松林委員長 増田委員。

**増田委員** 今、このエレベーターの説明の中で、ちょっとこの道路の予定位置を南に持ってきて、北の部分で車を止めるスペースをと、要するに西から東の車に対する、止めるスペースを確保しようとなれば、今ある現状道路として供用されている南の歩道が削れる可能性は十分にあると、ですよね。ということは、その手前の歩道が無駄になってしまいますよね。それか全体、この道路の南側全て歩道はなくしてしまって、全部を南いっぱいに道路をしてしまって、北側に広い歩道にしてしまって、一部車の止めるスペースに、もう全体を南に下げるというような設計も想定できるのかな。というのは、途中で切れてしまう歩道というのは、途中まで来た人が、そこから歩道のないところを、道路を歩いてしまう可能性があるので、一部だけ歩道をなくしてしまうと。ちょっと私、心配します。それなら全体、この道路の南側は歩

道なしで、北に広い歩道に修正するというようなことであれば、今の案はなるほどなという ふうに思うんですけども、その辺のところも今後、またこういう場所でも、こんな案も今考 えていますという図面ができましたら、ご報告願えたらなと思います。

それから、この東北の空いてる土地、今、工事完了してないのでというお話でございましたけれども、もう既にこの部分は道路も完成して、この空き地はもう既に別の用途で使用しようとすれば、取りかかれる部分やと思うんですよね。これ全体を待ってたら、さっきの話じゃないけど3年後とかになってしまったら、それよりもこれを、まず空いてるのを、ここまで完成してるねんから、ここを次の利用に前向きにご検討いただくことが望ましいんかなというふうに思います。

それから、先ほどおっしゃっていたように、私も言いましたように市長の出番というのはある一定のめどといいますか、進捗に合わせて行っていただくということであるべきやと思います。ただ、そういう、市長も行こうと思われているのに、部長なり課長がその調整を怠ったというようなことのないように、やっぱりちゃんとその辺のいいタイミングで詰めの交渉を、詰めの交渉といいますか、進んだ交渉をしていただくような、そういうことをお願いしておきたいと思います。

以上です。

## 松林委員長 西川委員。

西川委員 聞いてたら、何ぼでも腹立ってくる。この計画やったんは山下市長のときにや。岡本委員言われるとおり、いつまでかかってんねんいうこっちゃ、これ。ほんで、誰か1人がエレベーター向こうへつけたらええとか、こんなもんせんど検討した結果、ここへ持ってきてあるねん。これをバスやタクシーや、これどこで待つねや。このロータリーのところでバスが来て、ここで降ろして、それで道路幅があまりにも幅広いから、こんなところで一々横断さすことできへんと。これ、バス通すためにここ置いてあるねやんか。ここでバス降ろして、ほんでそこで横断せえいうんか、あの広い道を。せやさかいにつけると、そんなもん、雨降ったらちゃんと屋根ぐらいつけたらそれでええねやんけ。そんな、あんな道路のところへバス止めさせて、ほんで人を降ろして、何を今さら1人、駅のほうへびたっとひっつけたら、エレベーターええねんと、あんた、前向きに検討すると、ほんまに検討すんのかい、こんなこと。どこへ、ほんならこれ、バスも通さへんのか、ここを。タクシーも待機させへんのか、ここへ。道路へ待機させるんか。

それと、ずっと言うてるように、この市長、阿古市長になったときに、この地権者、2番目の地権者みたいな、こんなもん絶対無理やと言うてるやんけ。それを山下市長のときに、僕ら言うたやんけ。今、初めてやんけ、法的手段を取ると。そのときからこんなもん、はっきりと用意してあるやないか、これ、法的手段を取る。それを阿古市長は話合い、そういう強制的な手段を取らんと話合いをすると言うたんやろう。どんだけ話合いできてあるねん。私はそういう強制的手段を取らないと言うたんやんけ。話合いすると言うたんやんけ。どんな話合いしたんや。こんなもん無理やさかいに、法的手段を取る準備してあったやないか。松本部長、知ってるやろう。そんなことぐらい。それを放ったって、こんなん無理やと初め

から言うてるやん。ほんで、今になって無理やと。今になって無理やさかい、法的手段を考えまんねんと。同じことやるねやんけ、ほんなら。

それと、尺土の駅前のこの道路、この門は葛城市のほんまの玄関になる、これ今度、木戸何とか線やな、あれ通していく。こないなんねん。それで将来を見込んで、こんなん、尺土駅前、道路を広くしましてん、ようなりましたやろうと、違うやんけ。ここへ民間の工場もあるけれども、ここら一帯を将来の人らが、私らはもうあれやけれども、将来ここら一帯をちゃんとした葛城市の表玄関になっていけへんかということを想定して、この尺土の駅前の整備にかかってるねやろう。違うん。こんなもん、前の道路広くしましてん、ようなりましたと、そんなんと違うやろう。何でこれ、今頃になって、ほんでエレベーターのことも含めて、こんなん、ちゃんとバスも通し、タクシーも通し、そこで待機所もあり、バスもそこに待機さす、そういうふうなところでのロータリーと違うんかいな、これ。せやさかいに、ここにエレベーターを持ってきて、歩道橋で渡っていこうということになったんと違うんかいな。何を前向きに考えますや。考え直すんやったら、ちゃんとそこら考えや、ほんなら。どないすんねん、これ。

### 松林委員長 答えられますか。

松本部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。今西川委員おっしゃられました、バスやらタクシーの乗降の件でございますが、その件につきましては当然、ここに誘導して、ここで乗降していただくような計画をしております。その部分はなくすことはございませんので。

西川委員 ほんなら、横断さすねんな。広い道を。

**松本都市整備部長** そういった案も含めて検討しているというところでございます。

あと、法的な手段も前からしているやろうということでございます。私も以前から、建設課におったときから法的な手段、事業認定の委託は1回させていただいたかと思いますねんけども、それをしながら今まで努力をしてきたというところでございます。今は最終にきたというところで、そういう事業認定の手続をしようかというところでございます。以上です。

#### 松林委員長 西川委員。

西川委員 何の返答にもなってない。せやから、広いところを横断させて向こう行かすんや、今みたいな位置ちゃうねんで。いろんな人、そこを横断させるんやで、広い道を。そんなことも考えてやったやつと違うのかいな。こんなん、いつまでも、ほんでこの、今部長言うたん、これ、法的手段の用意もして、ほいで市長は、いやいや、そういう強制的な手段取らんと、話合いでやるねんという。ほいで、ほなそれ一緒に、どないな形で一緒にこれ、こんなやるのんか、ほいで結局は法的手段を取る。ほな、何年遅れたんや、それだけで。同じことするねやろう、実質。努力しましてんと、その間、努力しましてんと、そんなん結果やろ。同じ結果になってしもうてあるやんけ。言うてもあれ、せんないかしらんけれども。返答のしようがないのと違うんかい、自分ら、これ。何で遅れましたんやと言うたって、そのとき取ってたら、こんなもん、完成してあるやんけ。取れたはずやん、そのときに。何で取ったんや。

この事業の用地買収、その当時と何ぼ進んだんや。7割、8割、7割方進んだらこういう強制収用みたいな形を取ってもええということになってあるねやな。せやさかいやんけ。5割や6割で、そんなもん国は認めてくれへんがな。それからどんだけ進んだんや。その当時、まだ法的手段取られへんと言うねやったら、私、分かるで。取れるさかいにやってるねやろう。何ぼ進んだんや、それから、その当時から。どんだけ買収のパーセンテージいうか、どんだけ進んだんや、それ以降。

#### 松林委員長 松本部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。以前の事業認定の、あの当時の事業認定の委託 につきましては、事業認定を取るための調査の委託を出したと思います。その当時につきましては、まだ駅から東側の整備はしておりませんでした。それと今、地権者②の方の右側のこの空き地になっている部分と、地権者①の方の左側の空き地等はまだ契約もできておりませんでしたので、それから比べたら、用地の進捗にしろ、事業の進捗にしろ進んでいると思います。

以上です。

#### 松林委員長 西川委員。

西川委員 工事はできてないけど、用地買収そのものは今言ったように、2か所かそこそこしか進んでないねやろう。用地買収そのものは、その当時より。ほんで、エレベーターのこと、何か、どうするねや、エレベーターのやつは。

松林委員長答えられますか。検討してはると言われましたけど。

安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

エレベーターの件につきましては時間も、事業時間、それも相当かかっているというところから検討しているというところでございます。

以上です。

松林委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願いします。

議員の皆様、思っていらっしゃることはほぼ同じだと思うんです。なかなかここが進まないということに関して、私、一緒に活動している吉村始議員も、私の耳にもこのエレベーターに関しては、本当に困っているという市民の声が結構届いてます。そんな中で、今、西川議長もおっしゃられましたけれども、最善の検討をしていただいて、阿古市長が掲げられている市民第一、これを実践すべくいい検討をして、前向きに早くそういった市民の方の不便をなくしていただけるように努力していただきたいというふうにお願いしておきます。

私は、増田委員指摘された右上の部分、この辺、今もう防草シートを敷いてくれてるのかなと思うんですけれども、なかなかこの辺、ちょっと、これから夏場なってくると熱射病、熱中症なんかというところで、結構ここをずっと歩いてらっしゃる方がつらいというお声も聞いてましたので、一般質問でもベンチの話なんかも出てましたので、そういったことも含

めて、早めにこれもご検討いただければなというふうに思うんです。

今回、私、ちょっと1点だけお聞きというか、指摘させていただきたいのが、右側の緑の 整備済み箇所の一番左端のところです。言ったら駅の中に入っていくエスカレーターの入り 口のところ、駅の入り口のところです。ここから西に向かって1車線になって、狭い道が、 地権者②の前もそうなんですけれども、続いていると。西から来られる方はちょうど、何と いうんですか、入り口のところで止まって車を降りられる方も結構いらっしゃるんです。そ うすると後がつかえて、よくクラクションを鳴らされて、トラブルというか、結構かっかさ れている、朝の場合ですので、結構かっかされてる方もいらっしゃる。東から来られる方は、 ここがちょうどちょっとだけ広くなっていますので、ここに止めて、それからまたUターン をして戻っていかれるという方も結構いらっしゃいます。電車がいっときになるんですよね、 朝の時間帯なんていうのは。そうすると、結構ここが、ちょっと交通、この間も大きな声で ドライバーがどなり合ってるというようなことを私、見たものですから、何とかならんのか なと。看板とかちょっと置いて、長時間の駐停車を、そういったことをとがめるようなもの も置いてあるんですけども、それもちょっと倒れてしまってて、見えないようなことにもな ってました。ですので、この辺の、ちょっと朝、それから通勤ラッシュの時間帯のちょっと 交通に対する安全対策というか、特に朝の時間は、ボランティアの会の方が一生懸命子ども たちを先導して、狭いところを通るときなんかは注意してくださっているわけなんですけれ ども、結構この狭い道を飛ばしてばっと行かれる方、多いので、その辺のちょっと対策だけ、 どんなことを検討されているのかということだけお聞かせいただけますでしょうか。よろし くお願いします。

## 松林委員長答えられますか。

安川課長。

安川建設課長 建設課、安川です。梨本委員の質問についてでございます。

安全対策というところでございますが、地権者②の前とかはちょっと地下道があって、形的にちょっと、すぐ広げるとかいう工事で対策するというのはちょっと、すぐには難しいかなというところでございますので、そういう話を以前からも耳にしておるところではございますので、再度点検した中で表示類等々、それも考えながらちょっと対策を行っていきたいと思います。

以上です。

## 松林委員長 梨本委員。

**梨本委員** ありがとうございます。私もどうしたらええんかなと、ちょっと自分なりにも考えてたんですけど、なかなかその解決策というのが、すぐにそれを解決する案というのは、なかなかすぐには思いつかないんですけれども、関係部署、もしくは警察とも連携していただいて、何とかここで大きな事故が起こらないようにだけ、工事が終わるまで、そういったところも配慮していただければなというふうにお願いだけしておきます。

以上です。

松林委員長 西川委員。

西川委員 これ、議長としての意見と違うさかい。ここの委員やさかい。委員としての。議長として ばっと言うてると思われたら、俺、違うさかい。

松林委員長 ほかに。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしくお願いします。

ずっとこの問題、僕が議員にならしてもらってからもずっと話合いされてるんですけども、 交渉のことをちょっとお聞きしたいんですけども、手応えです。前も僕言ったと思うんです けども、平行線なのか、徐々に近寄っていってるのか、平行線やったら何回行っても一緒や と思うんです。その辺の手応えをちょっと、毎回聞いてるんですけども。あともう1個、前 から法的にも考えていくとおっしゃってたんですけども、それはどういうスケジュールで考 えられているのかというのを、ちょっとお聞かせください。

松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。杉本副委員長の質問について回答させていただきます。

まず、交渉の手応えというところでございますが、地権者の1名の方につきましては、去年、おととし年度にはもう面会もできない状態であったんですが、この1、2年は会って話はできると。ただ、内容については、ちょっと平行線というところにはなってはおりますが、連絡すれば対応していただけるというところにはなっておりまして、事業の必要性なり等々、説明した中で、契約に向けて進めていっているところでございます。もう一方なんですが、借家人の方が4名おられまして、3名の方についてはほぼ契約に向けて進んでおるところなんですが、あと1名の方につきましては、ちょっと条件面が合わないというところでございまして、その方についても、当初は全然話もできない状態であったのですが、この1、2回は話はできておるというところで、同じく事業の必要性なり補償制度なりというところを説明して、契約に向けて交渉しているところでございます。

それとスケジュールです。まず、来年度予算といたしまして、事業認定に係る申請図書の作成を行います。それが1年程度かかりまして、その中で、そこから事業認定手続ということで、市においてその事業の説明会を行います。そしてその説明会後に、事業認定の申請を市から県に行いまして、事業認定の申請の告示・縦覧が関係機関で行われた後、奈良県として事業認定の告示を行ってもらうと。それが手続が終わりまして、次に市の事務としましては、看板等の周知、周知看板等の設置、物件調書の作成のために立入調査等々、それが行われた後に裁決の申請ということで、市から県の収用委員会に再度申請を行うというところでして、そこから裁決申請の告示、裁決手続の開始決定、収用委員会の審理、権利取得決裁、明渡しというような流れにはなります。事業認定手続につきましては、まず申請図書の作成については、1年ぐらいはかかると。事業認定手続についても半年ぐらいはかかりまして、あと、進捗次第で日数はかかってきますが、それはちょっと個々の事業によりますので、それはちょっと明らかではないです。主要な手続の流れとしては、そういうところでございます。

以上です。

松林委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ちょっとよく分かんないですけど、地権者の方との話合いというのは、僕、前もそれも全く同じような答弁やったような気がするんですけど、具体的に寄っているのか、寄ってないかという話なんですが、交渉は進んでいると捉えていいものなんですか。ほんであと、その法的な期間というのは、ずばり2年ぐらいかかるということなんですか。今から始めたとしても2年ぐらいかかるという、内容はちょっと、云々かんぬんはちょっとよく分からないのであれなんですが、どれぐらいの期間がかかるかというのをずばり答えていただきたいのと、交渉がちゃんと寄っていってるのかという話です。これもちょっと、ずっと同じことを聞いてるので、僕も。その辺ちょっと、手応えというか、何というんですか、分からないですけども、前回と同じ答弁のような気がするんですけど。

#### 松林委員長 安川課長。

**安川建設課長** 建設課、安川です。交渉につきましては、少しずつは進んでるかなとは感じております。どちらかというと借家人の方については、もう1人の地権者に比べてはまだ、進んでるかなとは感じております。ただ、ちょっとそれはこっちサイドの感覚ではございますが。

それと、収用の手続の期間ということだとは思いますが、ほかの自治体を参考にさせていただくと、4年から6年かかっているというところはあるというところです。ただ、その中でも法的なことを進めているのと並行して、任意の交渉も行いますので、その交渉の中で早期に契約できれば、それはそれで解決できるというところになるかと思います。

以上です。

## 松林委員長 杉本副委員長。

**杉本副委員長** ちょっとずつ進んでいるのであれば、岡本委員おっしゃるみたいに数行くしかないですよね。1か月1回行くのと1か月で20回行くのでは進み具合がちょっとずつ変わってくるということなので、それはちょっと頑張っていただくしかないのかなと思います。法的な、それはもういいです。ありがとうございます。

## 松林委員長 ほかに。

奥本委員。

**奥本委員** 市長に申し上げたいんです。もう答弁は結構です。私の感想です。

今年から、今回から総務建設常任委員会のほうへ入らせてもらって、初めて総務建設常任 委員会の場でこの尺土のことに対して意見言わせてもらうんですが、意見というよりもお願 い、あるいは何とかしてほしいということの最後、私の意見です。

担当の方はやっぱり皆さん一生懸命やってはるのは分かります。それに対して議会がみんな、早うせえ、早うせえ言うのも分かるし、やっぱりほかの住民の方でも早うしてほしいと思ってはる方もいっぱいいてる。ところが、やっぱり中にはこういうふうに、自分が住んでいるところを動きたくないという方もいらっしゃるんです。これは当然です。100人いたら100人、それぞれ考え方が全く一緒になるということは絶対あり得ないんです。組織とよく言いますけれども、今の場合、市全体を組織ともし仮に考えるとしても、その住民一人一人、市民第一のまちづくりで言ったら、市民一人一人のことを全部聞いてやらんと駄目なんです。

そしたらこの市全体の方が、1つの意見でまとまるか言うたら、絶対あり得ないです。小さ な組織でもやっぱりそれぞれの構成員が思ってはることがあって、それを一緒にせえという のは難しいというか、できないんですよ。そしたら、それをやるのは最後、決断するのはリ ーダーしかないんです。組織のリーダーというのは、八方美人やったら駄目なんです。一番 やりにくいことを決断せんと駄目なんです。それをやるためにリーダーがいてるんです。 個々の調整は、当然担当の方がやるのは当然です。でも最後の最後、その方が決断できない んです。する権利もないんですよ。それをできるのはリーダーしかないんです。リーダーは 八方美人じゃなくて、人のやりたくないこと、やりにくいこと、それをどうしてもやらなあ かんときに決断して進める、これが本来のリーダーなんです。その役割を認識してやってい ただきたい。そうしないと、同じような問題、何ぼでも出てきてます。前進んでません。や りたくないことをやって、決断されたリーダーが批判されるのは当然です。でも、何もやら なくて失点ないからといって、まだこの人ではいいなというんだったら、その組織自体、今 やったら市ですけれども、前へ進みません。よくなりません。それどころか、その間に時間 を浪費して、あるいはお金も浪費する。回り回ってみんなが損するんです。そういうことも 踏まえてやっぱり、市長、自分の役割が何か、悪者にならんと駄目なんです。そこを決断し てください。これを最後、私、言いたいので言わせてもらいました。その辺の、もう腹をく くってもらえるようにお願いしたいと思います。

松林委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長ないようであれば、本件については本日はこの程度でとどめたいと思います。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者よりご報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。

それでは、2つ目の調査案件であります国鉄・坊城線整備事業に関する事項につきまして、 ご報告申し上げます。

まずJR和歌山線柿本架道橋改築工事の区間について、報告させていただきます。

先ほども説明をさせていただきましたJRが施工する部分につきましては、令和2年の8月をもって完成しており、国の3次補正による国費の配分がありましたので、引き続き先ほどご審査いただきました、市が施工する区間として架道橋と連続する西側及び東側の一部のすりつけ部分の工事を進める予定でございます。

先ほどの図面の赤色の部分でございます。このJR架道橋の工事につきましては、長期にわたり通行止めとなっており、地元住民の方にはご迷惑をおかけしておりますが、国費の配分を考慮し工事内容を検討しており、令和5年度末には通行可能となるよう取り組んでいるところでございます。先ほどの緑の部分につきましては、令和3年度に補助要望をしております。内示の額にもよりますが、国費の配分を考慮し、工事の内容を検討しているというところでございます。

続きまして、JRより東側、大和高田市までの間についての説明でございます。令和元年度までに用地取得が完了している部分、工事延長にして55メートルの区間の道路改良工事を現在実施しており、間もなく竣工する予定でございます。事業用地の確保につきましては、引き続き努力し、早期事業完了を目指したいと考えております。

以上でございます。

松林委員長 ただいまご報告願いましたけど……、安川課長。

**安川建設課長** 建設課、安川です。ちょっと失礼いたしまして、先ほど増田委員の質問について、緑色部分の工事の施工時期はいつになるのかという質問がありましたので、まずそれに答えさせていただきたいと思います。

この緑色のU1、U2の部分につきましては、来年度の予算に計上している工事でございまして、これにつきましても赤色の部分、U3からU7までの工事の完了後にする必要があるというところから、先ほども部長の説明がありましたが、補助金の内示の関係にもなろうかと思いますが、工事の施工の予定時期としましては年末あたり、年始あたりから始めるというところになるかと思います。

以上でございます。

**松林委員長** 今、先ほどの増田委員のご質問も含めてご説明、報告願いましたけども、何かご質問等はございませんか。

増田委員。

**増田委員** 先ほどお尋ねをした部分の続きで、ちょっとお尋ねをします。

この東側については予算の関係でこれだけしか工事ができなかった、U3、U6、U7。 U1、U2については、東側については来年の予算、ちょっと私、この地図では分からない んですが、U7、西側ですね。今回入札の行われました施工箇所というのは、一体どこまで を指すのか、この全体の地図の中で落とし込まれてないんで、ちょっと現場の位置が見えな いんですけれども、位置図と、一番表にホッチキスでとめてはる、ここに、これだけの部分 というのが分かったら分かりやすいんですが、全体、6万7,970ミリというふうに書いてる んですが、それがどこに当たるのかちょっと分からない。要するに、これができたから、今 年度の入札工事が完了したから、地元にとっては進むんか、いや、真ん中の両端が未完成で、 真ん中の部分だけでこの工事が終わったからというて、今年度末にも供用部分は全然進まな いということやと私は解釈しているんですけども。少しずつでもJRの工事が終わってんか ら、要するにトンネルは抜けてんから、早く部分開通でも、あのバリケードを一日も早く通 り抜けできるような手順で工事を進めていただくことが求められているのかなと、地元にと っては。両端、真ん中を工事して、両端、まだ工事終わってませんねんと、これ、JRのボ ックスカルバート工事については、これは一番先しはるねんというのは、そこのところは分 からんでもないねんけども、その後については、ここからここまで、ここから端までいうふ うな工事、真ん中だけをするという工事というのは非常に私、手順としては無駄なというか、 段取りの悪い工事なんかなと。利用者にとってはそういうふうに感じるんですけども、これ 3枚目かな。仮契約書の次のページの地図が、緑の部分とオレンジの部分、今回工事する部

分との説明になるのかなと思うんですけども、これを見ても分かるように西側の工事が、今 回する工事が、今、利用されている道の10メートル手前で終わっとるんです。何でこのあと 10メートルの、何で細切れの工事になるのかなと。予算の関係やというものの、これ、何年 たって、そんな小出しにしか国は予算つけへんのか、私も不思議でしゃあないし、もしそれ であるとすれば、もう少し交渉もするべきじゃないかなというふうに思うんですけども、ちょっとそこのところ、説明できますか。ちょっとお聞きします。

#### 松林委員長 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。増田委員の質問に対してお答えさせていただきます。

本体工一般図、平面図というところをお願いしたいと思います。

まずこの平面図の中で施工が終わっている箇所といたしましては、下の張り出しにJR施工済箇所とあります。この黒い部分が令和2年の8月に完了しております。今回、この議案に上げております箇所の施工場所が、その黒い部分の両側、赤い部分です。赤の斜線を引いております区域が、今回の工事場所となります。

先ほど、緑の箇所と言われてましたのが、その赤の左側部分、東側となります。緑で矢印がある部分が令和3年度の予算で計上しておりまして、12月末か年明けに施工するというところになります。なぜこういう細切れになるかというところでございますが、毎年毎年、工事については補助要望を行っておりまして、その額が満額つけば全体いけるんですが、なかなかその満額がつかないというところでございまして、どうしても工事、工期なりを考慮しますと、やっぱり分かれてしまうと。その結果、工期も延びるという原因もあるかと思います。

あと、開通時期につきましては、まだこの赤の部分と緑の部分が完了した後に、分水と水道下水、ガス管ですか、それについて今、仮設を行っておりますので、それを本設に戻す工事も必要となります。それも時間がかかるところもありますので、それが終えた後でないと、開通に向かえないということでございます。

以上でございます。

## 松林委員長 増田委員。

**増田委員** 予算の都合で、国が補助金つかないと。それは交渉事でしょう。それは陳情に行ったり、 通常出ないお金を、国に足運んで、市長が国にお願いをする、それは交渉の世界やと私は思 います。

もう一回、この本体工一般図のところで、私から見てこうあるべきじゃないかな、こうしていただくことが望ましいなと思うのは、未施工箇所、緑の部分、来年になるという部分から左、南方向についている道のところまで早くやったら、そこから東が未完成であろうと、この南から来た道を利用して早く西に利用できる見通しがつくんかなと。ところが、これだけの間を残すことによって、目の前まできれいな工事が終わって、途中で止まってると。もう一回聞きたいのは、西側の施工箇所から西向いては、もうできてるんですか。道としてはまだていをなしてないですか。できてるん、道になってるんですかね。なってたらすぐここはつなげられるんですよね。国道まで行かんでも、その手前だけでも結構ですけども、でき

ることなら24号線まで、この図面の一番右の端まで、これだけの間でしょう、私は一番大事なところというのは。それが令和5年なのか、令和5年のめどというのは、どこを指しておられるんですか。全体なんですか。それとも今言った部分、24号線もしくは柿本のイムラ封筒の工場から、この架道橋から東へ100メートルぐらいを指されてるのか、もう一度お答えください。

## 松林委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課、安川です。

今、完成の箇所としましては、その平面図の施工箇所の赤色区域から西側に倉庫がありまして、道を挟んで家があります。その家の一番西側から西に向かっての道路工事は完成しております。その施工箇所と、赤色の施工箇所とその間はまだ未施工ではありますが、これは仮設道として使いますので、まだちょっと完成はしておらないということであります。

それと東側の部分について、まず工事を完成させればという話であったかと思いますが、 用地が交渉できたところについては、その部分については拡幅させていただいております。 今年度についてもたしか55メートル分は拡幅工事をさせていただきました。

それと、令和5年度末までの工事という話ですが、令和5年度末までの工事というのは全体工事、全体というかこの地図にある架道橋の周辺の工事が令和5年度末までということで、そこまで通行止めというところで、地元にも説明させていただいたところでございます。ただ、おっしゃるとおり、一部でも通してほしいという話はございます。その辺も技術的なこともありますが、その意見もありますので、その辺は十分考慮はしたいとは思っております。以上でございます。

## 松林委員長 増田委員。

**増田委員** これ、言いっ放しの3回目ですので、令和5年に完成すると。通行止めが解除になるという解釈でいいんですかね。分かりました。今お願いしたように、できるだけ、部分開通でも結構です。一日も早くこの閉鎖を解けるように、ご努力よろしくお願い申し上げておきたいと思います。

## 松林委員長 西川委員。

西川委員 1点だけ、ちょっとこれ、お願いですけど、市長にちょっとお尋ねしたいんやけども、国鉄・坊城線についてはもともと、取っかかりのときはこれ、合併の特例債に入ってなかったんや、この工事のときは。それが笛堂や柿本、北花内、全部が寄ってこの道をどないかつけてくれと。そのとき12億円ほど総工費かかるやつ、これ合併の特例債でいってるはずや。国鉄・坊城線。せやから、それと補助金をかましてるねやろうと思うけれど、とてもやないけども、そんな単費をつぎ込んでこれをできへんということを、このときに、いや、これを特例債に入れてくれと、合併の特例債に入れてくれと、これ、特例債を利用してるはずやな。それはそれで早いこと、増田委員言うように早いこと完成したらいいねやけども。

ずっと言うてんねんけど、大和高田市との境界から、葛城川、あれ左岸いうんかいな。左 岸やな。あの部分へ、大和高田市の境界の部分はその左岸に向かってきちっとつけてくれと、 そういうら辺は、大字要望としては、笛堂としては、ほんまにちょっとした大きな車が全然 入らへんねんと。遠いところからバスでも回ってきはる。笛堂は便利に見えてて、こんな、 1つも村の近くのあれはないんやというふうなこととか、そういう、別に笛堂だけと違うて、 柿本も、今言われよる柿本も北花内も、そういういろんな要望があって、これ、特例債に入 ったわけやけども、それだけじゃなしに、今言うように、左岸へつないでもろうたら、あれ、 南阪奈道路の下り口があって、御所市や大和高田市は何か整備やってるわけやんか、道路を。 そこのところを、何かいろいろな問題があんねやろうけれども、それをやってもらわんと、 今、市長は新村や薑の工業団地をやっぱり活発にして、そこらへ企業誘致どうのこうのとお っしゃってるけれども、まずはそういうことをやっぱり全体において考えてもらわんと、ど うしても今、薑や新村のほうの工業団地のほうへ行くについては、南阪奈下りたら24号線走 るか、山麓線走って、何かちょっと時間かかって行かんなんねんから、大和高田市とのそう いう話合いをきちっとして、そして県のほうに、その左岸の道路幅を広げて、南阪奈から下 りてすぐに工業団地のほうへすっと走れるような、そういうような構想をお持ちで、それで 大和高田市や県との話合いをしてはるのか、また国への働きかけをしてはるのか。どういう、 ただこの道をつけ、完成させるのは大事ですよ。せやけど完成した後、一番大事なのは、左 岸へ行く大和高田市との話合い、それと左岸の整備、道路幅の。そういうふうなことは市長、 何か話合いに入ったり交渉したり、そういうことの見通しを立ててやってはるのかどうか、 ちょっとそこだけをお聞きしたいんですけど。将来にわたって。

松林委員長 どなたが。

西川委員 市長に言うてるねん。

松林委員長市長、答えられますか。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。今の質問について、意見については、以前にもちょっと答弁させてもらったかと思います。大和高田市の境界から葛城川までの間につきましては、大和高田市のほうに協議はさせていただいております。それと、葛城川左岸の整備につきましても、議員連盟のほうから要望を、整備の要望を出させていただいておるところでございます。

以上です。

## 松林委員長 西川委員。

西川委員 ただそれだけで、具体的にまだ大和高田市と、具体的にどんな話をしてるんかというふうなことは、何回ぐらい話して、どんなふうな話になってるのかというのは、ここでは言われへんことなんか。ほんなら協力してやりましょうと言うてるのやら、いや、うちはまだ財政的にどうのこうのと言うんやら、どんな見通しを立ててるのかは言われへんことなん。

#### 松林委員長 阿古市長。

**阿古市長** 以前にもお答えしてると思いますけども、道そのものの持っている意味というのは、その 時代時代といいますか、僅かの期間においてもいろいろ変わってくると思っております。そ の中で、国鉄・坊城線の道の整備につきましては、いろんな変遷をたどっております。委員 ご指摘のように、新市建設計画に入らないときの計画に始まって、一旦中止というような変 遷を経て、再度新市建設計画にのせ直したというふうなこともございます。その中で、不幸なこともございました。以前につきましては、大和高田市との交渉の中で、もうその道を大和高田市でも予算計上するというところまでいっておったようには聞いておるんですけども、葛城市の方が中止したことによって、それが頓挫したというような経緯もあったように聞いております。ですので、そのような経緯がありますので、話合いにつきましては慎重な話合いをしていかないといけないと考えております。河川敷の、河川の堤防沿いの道につきましては、部長のほうが答弁したとおりでございます。

以上でございます。

## 松林委員長 西川委員。

西川委員 要はこの道を整備していただいて、それで、やっぱりきちっと役に立てていっていただき たいというふうに思いますので、それの1つの、市長の、あれ施政方針にも載ってたんか、 新村、そして薑と、こういうふうなことを言うてはるんやから。特にその工業団地をやろう としたら左岸の整備を、これはもう多分、相当前の議員らからも、あそこが整備できたらえ えないうふうなことになってるので、今、そういうふうに市長も思ってはるねやったら、左 岸整備のほう、南阪奈から下りたらもうすぐに工業団地へすっと行けるというふうなことに 努力を傾注していただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

松林委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 いろいろ今、質問出ております。1点確認したいのは、令和5年度までに一応完成すると いう部長の話。今、課長の話聞いたら、結局高架橋から東は約100メートルぐらいかな、で きるような感じ。私は少なくても第1段階、名前言うたらあれやけども、大理石の工場があ る。あそこまでは少なくても5年間で完成しないと、それこそ今言ってるこの工事、いつま でかかってできるんかよう分からん。今、西川委員が話言うてはる大和高田市の話について は、今、市長おっしゃったように、一旦はみんな反対されて、選挙で大反対。それでぽしゃ んとほかされてしもうた。それが西川委員の努力で、田野瀬代議士に頼んで実現した。これ はもう我々、よう分かってますよ。せやから、具体的にいったら大和高田市もついてきてく れるはずやし、よその行政区域に手つけに行かれへん。せやから、こっちから補助事業でや ってきてるんやったら、少なくても99%はつくはずや。それよりも、つくという前提の中で 今、西川委員言われたように、葛城川の左岸、これ十何年前から話出てある。ところが、本 当に大和高田市、葛城市、御所市、これきちっと話をして、今、議員連盟で出てあると言う た、南部振興議員連盟、ここから出てあるということを言うてはると思うけども、そんな要 望だけ出しとったって、前向いて行かへん。せやからもっと高田土木をいごかすとか、本庁 へ行って、少なくとも次長や部長ぐらいに会って、いつできるねんというぐらいプレッシャ 一かけやんと。今ずっと聞いとったら、計画はありまんねん。全然進んでまへんねんという 話だけであったら、今言われたように、この国鉄・坊城線、これだけの金額をかけてやって いきながら、どこへ接続するねん。葛城川の左岸に接続しまんねん。そっからどうすんねん。 北へ行きゃあ高田バイパスがある。東行きゃあ、全然用地買収できてない。だからそのルートも決まってるはずや。もっと言うたら、広陵町から来てあるやん、このルート。県道で来て、松塚のところで止まってあるけども、それをずっとこっち来て、大和高田市立高田商業高等学校のところから一部できてある。できてないところだけつないだら、それでもう完成やねん。せやから、それをやっぱりお互いにもっと真剣にやっていかないと、こんなん10年先になったって、この道できませんわ。せやから、この国鉄・坊城線を完成させるのと続いて、いわゆる葛城川の左岸、南向いて、北は大体できてある、2車線で。せやから南向いてやっていく。これはやっぱり御所市、葛城市、大和高田市、この3市寄ってせんとできへんから、それを1つお願いするのと、今言うたように令和5年度末、今言うてる石屋さんまでできるということやないのか。もう一遍答弁願いたいと思います。

## 松林委員長 答えられますか。

安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。岡本委員の質問についてですが、令和5年度末までに石屋さんまで施工できるかというところでございますが、そこまでちょっと未買収の部分もあります。 ただ、進めてはおりますので、買収できるところは進めていくというところでございます。 以上です。

#### 松林委員長 岡本委員。

**岡本委員** 課長の言うことは分かるけど、やっぱり何でも事業というのは目標持たなあかんわけやから、令和5年度末までにここはやりまんねんという目標を持ってやってくれんと、用地買収できたところからやりまんねんと、そんなん言うてくれたら、これ何のために聞いたか分からへんから。やっぱりきちっと、確約できへんけども、令和5年度までにはできる努力はしますよというぐらいのことを俺、言うてほしかったと思うんや。だから一応、そういう努力するということを言うていただいたということででも、令和5年度までに完成するということを思っときます。

ほんで今言うてる葛城川の件、これは部長に言わなあかんのかな。今、その進捗状況、どこまで言うたって言われへんやろう。どこまで進んであるかと。せやから、これも今言うているように、ほんまに今日からでもええから、もう3市寄って話をせんと、10年たってもでけへん。せやから、やっぱり財政もしんどいねんから、税収をどんどんどんどん上げていこうと思ったら、今、葛城市で税収の一番多いところ、どこやねん。新村、薑、新町、南新町、これだけやないか。ほかに税収どこにあるねん。そのぐらいの気持ちでやっていかんと、それもっと道路でもつけて企業を誘致して、税収を上げていく。市長かて企業誘致する言うてはるわけやから、その市長の言うてはることを実現していこう思たら、やっぱりまず道路をつけなあかん。そういう気持ちで、やっぱりやってほしい。答弁できへんと思うさかいに、お願いだけしておきます。

**松林委員長** もうええんですね。しっかり目標を持ってやっていただくということで。 ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

時間、お昼回りましたけれども、次に行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

吉村総務部長。

**吉村総務部長** お昼回っておりますが、少しお時間をいただきたいと思います。

総務財政課、それから管財課の方から、前回の総務建設常任委員会の調査案件の中でもご報告をさせていただいておりました電子入札、それから電子決裁のシステムの導入の経過報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではまず電子入札のほうから、管財課長より説明をさせていただきます。

#### 松林委員長 吉田課長。

**吉田管財課長** 管財課の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。管財課のほうからは、電子入 札システム等の導入につきましての進捗状況を報告させていただきます。

現在、3月末のシステム導入に向けまして、最終の作業を進めているところでございます。 運用といたしましては、年度替わりの4月から6月にかけまして入札件数が非常に多いこと から、入札方法が混在することによる混乱が生じないよう、7月頃から金額の大きい建設工 事より順次導入を予定しております。また、対象といたします業種、工事の規模につきまし ては事業者への周知を行うとともに、段階的に拡大していく予定をしております。

以上でございます。

## 松林委員長 米田課長。

**米田総務財政課長** 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうからは、電子決裁システムの導入の進捗状況ということで、簡単に説明のほうをさせていただきます。

まず、この電子決裁の導入につきましては9月議会、また12月議会の委員会におきまして、 概要や進捗等の説明をさせていただいております。本日はこの1月以降の進捗状況というこ とでございます。

まず、事業者からのプレゼンテーション等の審査、12月に行わせていただきまして、この 事業者との契約を令和3年1月6日付で行わせていただいております。契約事業者はリコー ジャパン株式会社でございます。年明けから2月中旬まで業者との導入打合せを行いまして、 2月22日にサーバー等のハードの納品を完了させていただいております。また25日付では文 書管理システムのセットアップの終了を終えさせていただいております。

庁内の周知といたしましては、簡単なシステム紹介や仮稼働期間、また導入開始等をグループウエアの掲示板等におきまして周知させていただいておりまして、文書管理システムのセットアップ後は総務財政課においての動作確認を行った後、3月5日付で仮稼働環境の庁内周知をさせていただいておるところでございます。今月中に一般職員向けの操作研修、また管理職員向けの操作研修を行う予定をしておりまして、3月25日より令和3年4月1日以降の文書登録を行えるよう、稼働をさせていただく予定でございます。

なお、電子決裁システムの中にはこの財務会計システムとの連携が必要ということでございまして、この財務会計システムとの連携につきましては、現在事業者間でのシステムの調整に時間を要しておりますので、年度内に契約を済ませる予定ではございますけども、この3月の補正でも上げさせていただいていますように、繰越しとさせていただいているところでございます。

以上、簡単ではございますが概略とさせていただきます。

- **松林委員長** ただいまご報告をいただきましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。 増田委員。
- **増田委員** 取りあえず、電子決裁と入札についての説明をいただいたと。私、ちょっとこの行財政改革についてというこのテーマは、どういうものをすることを目的として調査案件に入れられてるのかという、基本的なところが、私の思いと理事者側の思いと、ちょっと違うんかなと思うねんけども、この行財政改革の調査案件について、どのようなことを調査するというふうにご認識いただいてるのか、理事者側の考え方を先聞かしていただきたいと思う。

松林委員長 吉村総務部長。

吉村総務部長 行財政改革といいましたら、幅広うございます。大きな問題から小さな問題まで様々 ございますが、多分、恐らくでございますが、この調査案件に含められた経緯といいますの が、財政計画ですとか事務事業の見直し、行政評価、こういったものをメインにお考えで、 調査案件というふうになったと認識はしております。ただ、今、最近ではそういった事務事 業評価ですとか、大きな意味での行財政改革といったところの案件が、日々小さなことをこ つこつとやらせていただいている中で大きな話がないということで、報告すべき案件がない という期間がしばらく続いておったという状況でございます。その中でも幅広い行財政改革 という意味から、小さなことも報告をさせていただくというふうに認識をいたしまして、今 回のコロナ禍における行政の電子化というところも含めて報告をさせていただいたというと ころでございます。

## 松林委員長 增田委員。

**増田委員** 今説明いただいたことは行財政改革の一環として、具体的にこういうものを進めていただいたという説明はそれでよろしいです。私も古い資料を見たときに、何年前でしたか、非常に市の財政について危機感を持たれて、いろんな取組を今後していかなあかんという意識が高まった時期が、私が議員になる前ぐらいの資料でそういうものがあったように記憶しているんです。いろんな補助金についても見直せとか、そういう文書があった。それがもともと行財政改革を調査案件にした最初の理由であるというふうに思うんです。

私、今回の一般質問もそういうふうな危機感を持って皆さんがいろいろとご心配をされている問題について、どうあるべきか、どう進めるべきかという、そういう議論もここで意見としていろいろと出るのかなと思うてんけども、議員の皆さんもお持ちやと思うんです。もう少し、そういうふうな議論をするべきやなと思うんですけども、ただ、先日の私の一般質問での市長の答弁にも、そんなに健全であるとまでは言わんでも、意識をされておられないようなご答弁やったんで、私はしっかりと、今後に向けての引き締めといいますか、財政に

関する今後取り組もうとしている姿勢等はここで何らかのご紹介、これは、先ほどは電子入札、電子決裁は行財政改革の1つの取組としてこういうこともやったと、今後はというふうなところも踏み込んでご報告いただけたらありがたいなと思ったんですけども、ほかに案はないですかね。行財政改革に対する、市が取り組もうとしている事例といいますか、意識と取組です。お聞かせ願えますか。副市長、どうですか。

#### 松林委員長 溝尾副市長。

満尾副市長 ちょっと一般論でございますが、所管事項調査というものは議会の方からこういう調査をされたいということで、それに対して一緒に検討していくというものだと思っております。ですので、行財政改革に関する事項と、結構中途半端なというか、抽象的な表現になっておりますので、我々としても、小さなことと言いましたけど、電子決裁だったり電子入札は非常に大きなことだと思いますし、答えさせていただいております。個別にこういうのが調査をしたいというものがあれば、もちろん答えさせていただきますし、それを我々のほうから、これについてというものではないのかなというふうな認識をしておりますが、我々がやっていることについては、随時報告はさせていただきたいと思います。以上です。

## 松林委員長 増田委員。

増田委員 要するに、議員の皆さん方から活発な行財政改革に対する意見を述べて、理事者側はそれに対して、取り組むべきか取り組まないべきかというご回答をいただくと。こういうふうなことを進めることがこの調査案件の基本的な考え方やという、副市長のお話でございました。そういう意味で私も前回、前々回もいろんな、電子決裁も含めてご提案も申し上げて、それに取り組んでいただいたというのは非常にありがたいと思ってるんですけども。ただ私らが、前回の一般質問でも言ったように、私は心配してると言うても、理事者側が、いや、健全ですと言われてしもうたら、話の入り口で成り立たん話やから、そこのところの見解だけを、ちょっと今、お話聞きたかったかなと。いやいや、そうですよと、やっぱり緊張感を持って、このことに関してはいろいろと改善していかなあかんという思いは持ってますと言うてくれはったら、またこれを深掘りして、議会と理事者側とが、この行財政改革について深く議論できるんですけども、ここのところで距離があったらちょっと、あまり進めていきにくいように思うんで、それを聞きたかった。

#### 松林委員長 阿古市長。

**阿古市長** 財政につきましては、そんな急に破綻するような状況ではないという意味で申し上げているわけでございまして、これはもう昨年の段階から、実は昨年の今時期の以前から私のほうは申し上げているのは、将来的な財政の在り方については、非常に厳しい見通しであるからというお話はさせていただいたところ、誤解を招いたのかなという部分がございます。

本来、先ほど副市長が申し上げましたように、調査案件というのはまず議会のほうから、 この経緯につきまして私の記憶の中では、かなり前になるんですけど、特別委員会をたしか あの当時設置されたのと違うのかなと、行財政改革特別委員会というものがあったように記 憶しておるんですけども、その趣旨はたしか財政計画を出してくださいと、新市建設計画を 遂行される中で、非常にその内容が変化してきて、合併特例債の使用状況も含めまして、非常にその財政計画は、従前の新市建設計画はあるんですけども、変更された中ではないので出してくださいというのが、しょっぱなのあれだったのかなというような記憶はあるんですけども、何分もう平成16年の4年後ぐらいですから、平成20年過ぎぐらいの話ですから、もう十数年前になりますので、その辺は確認しないといけないんですけど、それから一旦特別委員会ができて、その調査案件を引き継いだ形で、常任委員会のほうで調査案件として持たれてるということやと思います。

委員がご心配のように、私は決して葛城市の今の財政の状況が将来的に安泰であるというような意識は持っておりません。いろんな指標がある中で申し上げましたように、非常に葛城市の財政が硬直化してきているということについては、これは大きな問題であるという認識を持っておりますので、それも含めまして、更に葛城市の財政が健全になるほうに進んでいく必要があると考えておりますので、議員皆様方と議論を深めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

## 松林委員長 増田委員。

**増田委員** そもそも行財政改革を調査案件として上げて、委員会として上げて、委員の中からこのことに関しての発言、意見等が少ないようであれば、今後この調査案件を廃止してもいい。私はそうじゃない。非常に危機感を持って、将来のために財政について語る調査案件は重要であるというふうに思いますので、委員皆さん方にもこのことに関する意見というのは活発に出していただいて、今後の健全な行財政改革に向けて理事者側にご検討いただくような、そういう調査案件にすべきやというふうに思いますので、皆さん方、よろしくお願い申し上げておきます。

松林委員長 ほかにはございませんか。

梨本委員。

梨本委員 今、増田委員がそういったことを言ってくださいましたので、私自身どこまでどの場で言っていいのか、一般質問の場では常に発言させてもらってるんですけれども、ファシリティーを考えた財政計画というものがなかなかハードな作業であるということは、阿古市長からも聞いております。そういったことも踏まえますと、将来的な見通しに対して、総量縮減であるとか、最適化というところを含んだ財政計画というものをやっぱり出していただかないと、なかなか我々自身も、財政に対する認識というものが行政と一致してこないと思うんです。そういった部分をぜひ今後、委員会の中で取り上げていただけるような、そんな話合いの場としても活用できればなというふうに私自身考えております。意見だけですけれども、よろしくお願いします。

#### 松林委員長 奥本委員。

奥本委員 今、増田委員おっしゃった件に関します、この行財政改革のところの1つのテーマとして、 そのシステムのことが今、取り上げられてるわけですけども、ご存じのように国のほうでデ ジタル庁の創設があって、日本全国のシステムを共同化して統一化するんです。それをもっ と合理的に進めていこうという動きがもう出ております。そういう動きになっていくと思います。これまでも、葛城市の予算の中でもシステム改修費というのがいろんな部署で、本当に多額のお金かかってます。それをひとつ回避するために、従来NR7というシステムを共同化運用で、クラウドでやったということがありましたけども、まだまだ規模が、はっきり言って、あれぐらいの小さな規模でやってもあまり効果が上がってないと私は思います。それやったらやはり、今後国が進めるように、国がこういう形で行くと言ってるんやったら、それに伴って各地方自治体の業務内容まで統一化される、つまり、今やってる庁舎の仕事の進め方自体が変わっていくんです。それがイコール行財政改革につながっていくんで、国の進めている情報を受け取って、今後葛城市はどういうふうにそれを変えていくかという、そういうところの検討のやつをまた、情報として今後いただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

松林委員長 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

松林委員長ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。コミュニティバスの利用状況について、令和2年4月から令和3年1月までの利用状況につきましてご報告申し上げます。

令和2年4月から令和3年1月における運行日数は298日です。1日当たりの利用者は、環状線ルートにおきまして前年度の94.64人から61.57人に減少し、ミニバスルートにおきましても、前年度の30.59人から18.80人に減少して、合計では前年度の125.23人から80.37人へと44.86人の減少でございます。また、昨年10月より運行開始いたしました予約型乗合タクシーですが、10月1日から1月までの期間を比較いたしますと、1日当たりの利用者は前年の2.09人から1.98人へと0.11人の減少でございます。

次に、利用促進に向けての取組でございます。マイ時刻表につきましては、平成28年11月より発行を行っておりますが、本年度は13名の方に27件の時刻表を発行しております。主な利用先といたしましてはゆうあいステーション、大和高田市立病院、各鉄道駅へと案内となっております。また、スマートフォンやパソコン等を使用して葛城市のコミュニティバスの時刻情報案内を検索することができます、ナビタイムやジョルダンによる時刻表インターネット検索を、平成29年9月から導入しております。昨年11月にはれんかちゃんバスとけはや号の全車両に、車内に防臭・抗菌コートを行いました。嫌な臭いの定着や細菌の増殖を防いだり、インフルエンザなどの抗ウイルスの効果にも期待ができるものでございます。

次に、来年度の公共交通に関する事業といたしましては、地域の活性化と市民の皆様への 支援策といたしまして、令和3年4月1日からの1年間、公共バスと予約型乗合タクシーの 運賃を市が負担することといたします。利用者の方には実質無料としてご乗車いただくよう、 予定をしております。抗菌対策のできたコミュニティバスで、コロナウイルスのワクチン等接種会場への移動手段としての活用も考えております。また、現在市で運行しております公共バスのルートにつきましては、社会教育センターが4月以降休館にはなりますが、県の新型コロナウイルスワクチンの接種会場に調整中であるとも聞いておりますので、今のところ変更することなく運行する予定にしております。

最後に、葛城市には鉄道駅が近鉄とJRで7駅あることから、鉄道とバス等の有機的な連携による地域の更なる活性化と、地域全体を見据えた地域交通を構築することを目的といたしまして、現在ある葛城市生活交通ネットワーク実施計画の見直しを行い、新たに葛城市地域公共交通計画として、令和3年度中に策定する予定といたしております。今後も更なる利便性の向上に向けて調査、検討を行い、見直しに向けての協議を行っていく予定でございます。

以上でご報告を終わります。

- **松林委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。 梨本委員。
- **梨本委員** ご報告ありがとうございました。これ、料金のことは予算特別委員会ですかね、これ、予 算特別委員会で話したほうがいいんですかね。そしたら、料金の無料の件についてはまた予 算特別委員会のほうで話を聞かせていただきます。

これ、令和2年4月から令和3年1月まで298日、1日平均両ルート合わせて80.37人ということなんですけれども、これは延べ人数だと思うんです。大体、1回乗られた方が、また帰るときにもう一回乗られて、言ってみたら本当の実質の利用人数、それをどれぐらい把握されているのかということをちょっとお聞きしたいのと、それから最後にお話いただいた葛城市地域公共交通計画、これは令和3年度中に立てられるということなんですけれども、この内容をもう少し詳細に教えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

松林委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。ただいまの梨本委員のご質問で、実質298日間での利用者数ということです。

まず、環状線ルートの外回りが1万842人、内回りが7,508人で、合計1万8,350人の利用者がおられます。また、ミニバスルートも合計いたしますと5,601人ということで……。

(発言する者あり)

高垣企画政策課長 その1人当たりというところはちょっと把握できておりません。失礼しました。 それと来年度の地域公共交通計画の中身でございますが、現在ある葛城市生活交通ネット ワーク実施計画というのがございまして、これ、バスを運行する際に運行事業者、市ではなくて、葛城市の地域公共交通活性化協議会が主体となっておりまして、その計画に基づいて 運行されるのですが、その計画が平成27年6月に策定されまして、それが古くなっておりまして、新しい地域公共交通活性化法に基づいた新たな法をつくることで、また国からの支援 などもいただけるということで、補助金を活用して、今回国と県の補助金を100%活用した 形で策定するということで、中身についてはアンケート調査の実施や現在あるバスの運行状

態、また鉄道機関との連携など、そのような新たな交通網の計画を策定するということで予 定いたしております。

以上です。

## 松林委員長 梨本委員。

**梨本委員** ありがとうございます。延べの人数でいつも報告を受けてるので、実際にこのバスをどれ だけの方が利用されてるのか、やはり私の耳に入ってくるのは、なかなかこれが使いにくい というか、一方、行くときはいいんですけれども、帰りがなかなか時間が合わなくて、2時 間、3時間待たんとあかんとか、そういったことで帰りは使えないとか、それで行くのがち ょっと困難になってるという方の話を本当によく聞くんです。これは平成31年でしたか、令 和元年の10月やったかな、見直ししていただいて、それでそういった市民の方の声を少しで も反映して使いやすいように、理事者側も考えてくださってるとは思うんですけれども、な かなか、これは本当に便利やわという声が小さいのと、実際に使われている方の数、こうい ったことをもう一回、ちょっと勘案していただいて、使いやすいやり方に大幅に方向転換す るというのも1つの案だと思いますので、ちょっと考えていただけないかなという声をたく さんいただいております。その辺、こういった公共交通の見直し、地域公共交通の見直しと いうことで令和3年、やられるということなんですけれども、そういったことも含めて、ぜ ひ国・県と補助を使いながら、これ、もともとは民間でできないからというところで、それ ほど利用者が多くないということも分かってるんですけれども、利用される方がどんな目的 で最近、使われているのかというところの把握も、ぜひ声を聞いてあげていただきたいと思 うんです。そういった方の声を聞いて、それを反映できるようないい案をまた提案していた だきますように、要望だけさせていただきます。お願いします。

松林委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 確認とお願いになるんか、要望になるんか。今、先ほど課長言われた、社会教育センターをコロナのワクチン接種会場にということを今、そういう県との話合いがつけばというふうにおっしゃって、葛城社会教育センターのバス停はそのまま置いておくんやと、こういうことやけど、今、社会教育センターのバス停いうのは、御所・香芝線のところと違うて、上へ上がってるの。上へ上がるねんけども、もともと農村広場があって、バスの回転するところがあるねんけども、そこを言うてんねやったら、そういうふうな接種会をするんやったら、もう社会教育センターの上まで上げたってもらわんと、あそこ、物すごい坂で行かんなんねん、社会教育センターまで。せやさかいに、もしそういうことを検討するんやったら、その途中の回転広場、バスのんじゃなしに、社会教育センターの前まで登りきって、そこにできへんのかどうか、検討していただけませんか。もしそういうふうなことになるのであればですよ。途中で降ろされたら、だいぶ坂道は上へ上がっていかなあかんと思います。回転のところから。

松林委員長 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 社会教育センターにかかわらず、接種場所とバスの位置については、我々も非常に課題

だと思っています。何とかできないかなというのは、検討は今しているところでございます。 ただ、場所を移すのはなかなか難しいので、できるかどうかは分かりませんが、引き続き検 討はしていきたいと思います。

松林委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。 最後にお諮りいたします。

尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、公共バスの運行については、事業の進捗等に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認められます。よって、これら4件の調査事項については、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時39分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 松林 謙司

総務建設常任委員会副委員長 杉本 訓規